



総務省

特集

平成26年 経済センサス - 基礎調査

「あなたの回答が、日本経済の力になる！」

MIC FOCUS

正しく知ろう！

電波のルール

地方のかがやき

「菜の花プロジェクト」先駆けの地の
新たな挑戦

滋賀県 ひがし おう み し 東近江市

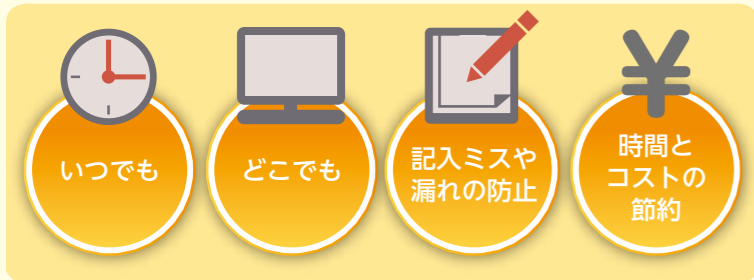
総務省の今。

本誌では、総務省が発表した調査結果に関する様々なデータや最新のトピックスなどを紹介していきます。

e-Gov [イーガブ] で行政サービスの利用が便利に快適に。

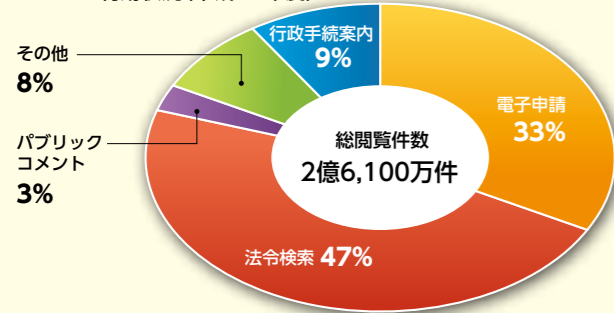
毎年、6月から7月は、労働保険年度更新手続、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届等企業の人事・労務関係の手続が集中するシーズンです。これらの手続は「電子政府の総合窓口」(e-Gov)のオンライン申請が便利です。そこで、今回は、オンライン申請のメリットやオンライン申請の受付を始めとするe-Govのサービス内容等をご紹介します。

オンライン申請のメリット



オンライン申請のメリットは、「いつでも」「どこでも」手続ができることです。行政機関の窓口には、出向く必要も、窓口で長時間待つこともありません。このため、窓口に出向く往復の交通費や人件費等が節約でき、さらには、申請書等の作成が効率的にでき、ペーパーレス化も促進。このようなことから、オンライン申請は、現在、登記、国税申告、社会保険・労働保険、輸出入・港湾等様々な行政分野で普及しつつあります。

e-Govの利用状況(平成25年度)



e-Govでは、社会保険・労働保険関係手続など、オンラインによる各府省*に対する申請・届出等を24時間365日受け付ける窓口サービスを提供しています。また、行政機関のポータルサイトとして、各府省がインターネットを通じて発信している様々な行政情報を総合的に提供しています。例えば、各府省のHPの検索・閲覧や我が国の法令検索などが簡単・無料で利用できます。特に法令検索はe-Govの総閲覧件数の約半分を占める人気のコンテンツです。
*平成26年4月1日現在、6府省(警察庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)



<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>

ピックアップ Keyword

POINT 1
オンライン申請のメリット

POINT 2
電子政府の総合窓口(e-Gov)

POINT 3
e-Govのオンライン申請

e-Govのオンライン申請は、平成18年度から運用を開始して以来、年々利用者が増え続けています。e-Govでは、オンライン申請を簡単・便利に使うだけでなく、IDとパスワードだけで、よく利用する行政手続を登録し毎回手続を検索する手間を省いたり、簡単に申請・届出等の処理状況を照会できる機能(パーソナライズ)などを提供しています。また、e-Govの使い方や申請システムの操作方法等が分からないことがあった場合には、電話やメール等でお問い合わせの窓口として、「電子政府利用支援センター」を開設しています。



- 2 **ピックアップ Keyword**
イーガブ e-Govで行政サービスの利用が便利に快適に
- 4 **特集** 平成26年
経済センサス - 基礎調査
「あなたの回答が、日本経済の力になる!」
- 10 **MIC FOCUS**
正しく知ろう!電波のルール
- 14 **MIC NEWS 01**
小学校高学年~中学生向け 統計学習サイト
なるほど統計学園
リニューアルしました!
- 16 **MIC NEWS 02**
統計グラフコンクール
作品の募集をしています
- 18 **MIC NEWS 03**
「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」が策定されました!
- 20 **地方のかがやき**
「菜の花プロジェクト」先駆けの地の新たな挑戦
滋賀県 東近江市

平成26年 経済センサス - 基礎調査

「あなたの回答が、日本経済の力になる！」



総務省統計局は、

平成26年7月に「経済センサス・基礎調査」と

経済産業省所管の「商業統計調査」を

一体的に実施することとしました。

経済センサス・基礎調査は、

事業所及び企業の活動の状態を調査し、

すべての産業分野における事業所及び企業の

従業員規模等の基本的構造を

全国及び地域別に明らかにするとともに、

各種統計調査の基礎となる

母集団情報の整備を図ることを

目的として実施します。

● 経済センサスとは？

経済センサスは、日本全国にあるすべての事業所及び企業を対象として実施される調査であり、「経済の国勢調査」といわれています。

経済センサスは、事業所及び企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス・基礎調査」と、事業所及び企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス・活動調査」の二つから成り立っています。

「経済センサス・基礎調査」は、平成21年7月に第1回調査を実施し、平成26年に実施する今回の調査は第2回調査となります。

また、「経済センサス・活動調査」は、平成24年2月に第1回調査を実施しました。

我が国の事業所及び企業の産業や規模の基本的構造を明らかにします。

事業所は、一定の場所を占めて物やサービスの生産活動が行われる基本的単位です。産業活動の母体となる全国すべての事業所をもれなく把握して、事業所及び企業の基本的な属性を調査することにより、我が国の産業構造や事業活動の実態が明らかになります。

各種統計調査の母集団情報となります。

経済センサスは、産業構造の把握に役立つだけでなく、事業所及び企業を対象とした統計調査の調査対象の抽出など、標本調査を正確に行うために必要な母集団情報として行政機関で活用します。



特集 平成26年 経済センサス - 基礎調査 「あなたの回答が、日本経済の力になる！」

経済センサスとは

調査結果の利用について

調査方法について

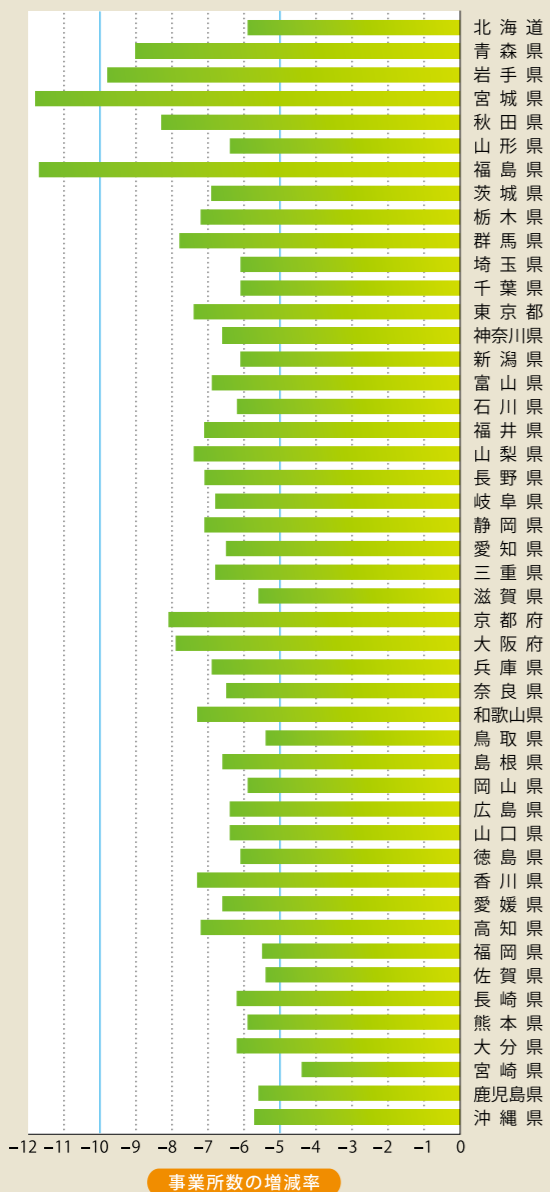
■ 地域別にみた事業所数と従業者数

都道府県別に事業所数の増減率をみると、平成21年と比べ、平成24年にはすべての都道府県で減少しています。事業所数の増減率をみると、宮城県が11.8%減と最も高く、次いで福島県(11.7%減)、岩手県(9.8%減)などとなっています。

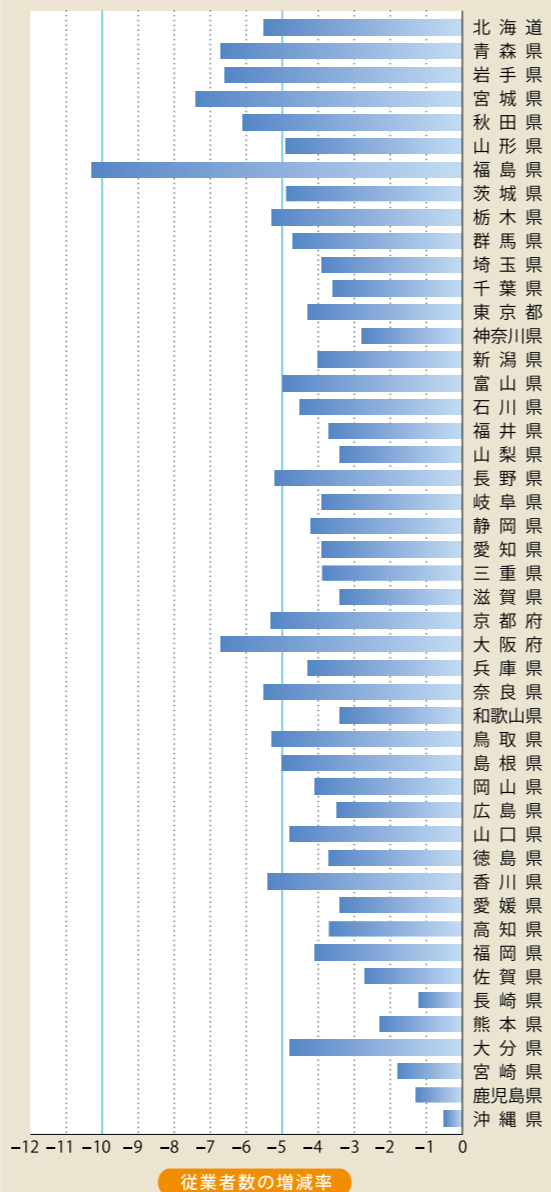
また従業者数の増減率をみると、福島県が10.3%減と最も高く、次いで宮城県(7.4%減)、青森県及び大阪府(ともに6.7%減)などとなっています。



都道府県別事業所数の増減率
(平成21年と平成24年の比較)



都道府県別従業者数の増減率
(平成21年と平成24年の比較)



調査結果はどのように利用されているの？



■ 経済センサスの利用例

- 各種法令に基づく利用
地方消費税の清算及び地方消費税の市町村に対する交付
- 国の行政施策への利用
国民経済計算(GDPなど)の推計への利用、経済・環境・雇用・中小企業・男女共同参画などの行政施策立案のための基礎資料
- 地方公共団体の行政施策への利用
防災対策、地下鉄・バス路線の整備、通信設備の整備、都市の再開発計画などの基礎資料
- 各種統計調査の母集団情報としての利用
国や地方公共団体が行政施策を立案するために実施する各種統計調査の母集団情報として利用
- 企業、研究機関等における利用
各産業の市場動向の把握や市場規模の推計、経営戦略やマーケティングの見地からの研究

調査結果からどんなことがわかるの？

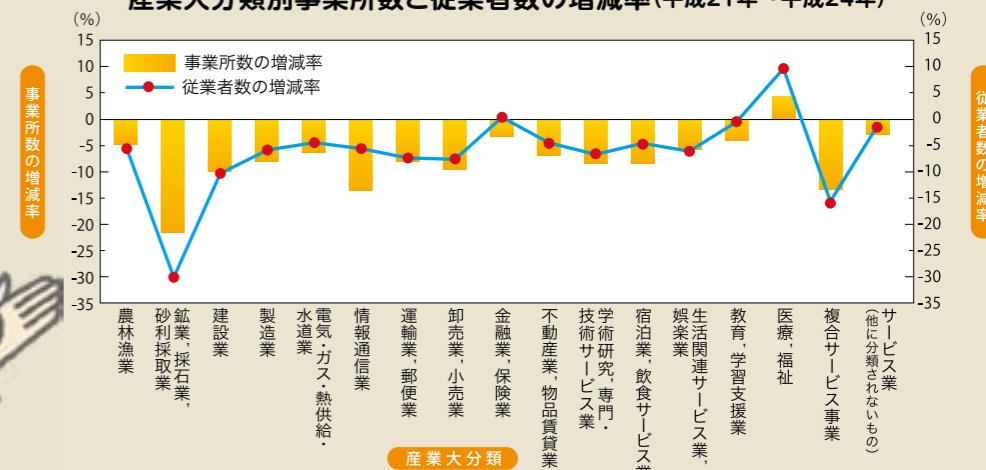


■ 産業分類別にみた事業所数と従業者数

産業大分類別に事業所数の増減率をみると、平成21年と比べ、平成24年には「鉱業、採石業、砂利採取業」が21.6%減と最も高く、次いで「情報通信業」(13.7%減)、「複合サービス事業」(13.6%減)となるなど16産業で減少となっています。一方、「医療、福祉」が4.3%増と唯一増加となっています。

また、従業者数の増減率をみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」が30.2%減と最も高く、次いで「複合サービス事業」(15.8%減)、「建設業」(10.3%減)となるなど15産業で減少となっています。一方、「医療、福祉」が9.8%増、「金融業、保険業」が0.1%増と増加となっています。

産業大分類別事業所数と従業者数の増減率(平成21年～平成24年)



特集

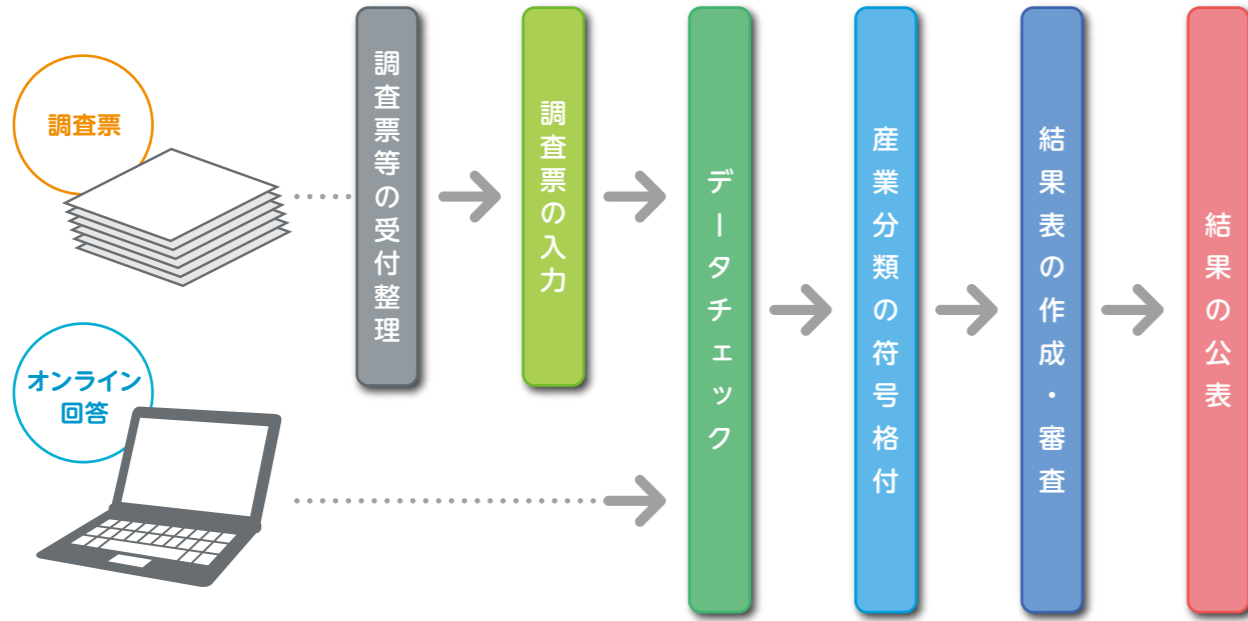
平成26年 経済センサス - 基礎調査 「あなたの回答が、日本経済の力になる！」



調査した結果は、どのように集計・公表されるの？

1. 調査票の集計

調査により集められた調査票は、国に提出されて独立行政法人統計センターでその内容を審査の上、コンピュータ処理により集計されます。



2. 調査結果の公表

インターネット、刊行物及び閲覧により公表します。

経済センサス-基礎調査

◆速報集計 平成27年6月末日までに公表します。

◆確報集計 平成27年11月以降順次公表します。

- 事業所に関する集計及び企業等に関する集計
- 町丁・大字別集計
- 調査区別集計
- 地域メッシュ統計
- 親会社と子会社の名寄せによる集計



経済センサスとは

調査結果の利用について

調査方法について



調査はどのように行われるの？

1. 調査の時期

平成26年7月1日現在で行われます。



2. 調査の対象

経済センサス-基礎調査は、全国すべての事業所及び企業が対象となります。

事業所とは

- この調査で記入していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が
 - ① 単一の経営主体のもとで
 - ② 一定の場所を占めて
 - ③ 従業者と設備を有し
 - ④ 継続的に行われているものをいいます。
 場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。
- 管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

3. 主な調査事項

名称及び電話番号、所在地、従業者数、事業の種類及び業態、年間総売上(収入)金額など

4. 調査の方法

オンラインで回答できます。

調査は「調査員による調査」と「本社等一括調査」による二つの方法で行います。

■ 調査員による調査



調査員が訪問します

支社等のない事業所及び新設された事業所を都道府県知事が任命する調査員が訪問して調査します。調査員が平成26年6月までに事務所の新設・廃業等の確認や調査票への記入依頼、調査票の配布を行い、7月から調査票を受け取りにうかがいます。また、パソコンを使用してオンラインでもご回答いただけます。

■ 本社等一括調査

平成25年9月に実施した「企業構造の事前把握」で確認させていただいた結果等に基づいて、支社等を有する企業又は組織には、平成26年6月までに企業の本社等に調査書類を郵送させていただきます。企業又は組織全体の内容とともに、支社等ごとの従業者数や売上金額などについても本社等において、郵送又はオンラインで回答していただきます。



郵送で回答

オンラインで回答

※郵送で回答できるのは本社等一括調査のみ

正しく知ろう!

電波のルール



6月1日は電波の日。総務省では、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、正しい電波利用の周知と、不法無線局の取締りの強化を実施しています。

今や私たちの暮らしになくてはならない電波は、テレビ・ラジオの放送はもちろん、スマートフォン・携帯電話をはじめとする通信機器や、身近な家電など多種多様なものに使われています。
電波は便利なコミュニケーションの手段として役立つのみならず、社会の安心・安全を確保するために欠かせないものです。しかし、無免許での電波の不正使用などのルール違反も多発しています。
このため、総務省では電波に関するルール作りと、正しい運用についての監督などを行っています。正しく電波を利用している人を保護し、安心・安全な社会生活を維持するためには、電波のルールを守ることは不可欠であると同時に、ルール違反を見逃さないことも大切です。
電波を利用するためには、無線局の免許と技術基準に適合した無線機器を使用することが必要です。また、決められた方法で電波利用することも必要になります。気づかないうちにルール違反をしている、などということがないように、ここでは電波のルールについて、分かりやすくご案内します。

不法電波でこのような重大な問題が起こります

不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防・救急、鉄道、防災行政、警察、飛行機など人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

消防・救急無線

消防車や救急車などの消防・救急無線に雑音が入ったり、妨害されると、消火活動が遅れたり、病院への搬送が遅れるなど、人命や財産にかかわる深刻な問題が起こります。



鉄道無線

不法電波により鉄道無線に妨害が入ると、電車の安全運行に支障が生じ、乗客の人命が脅かされるような大きな問題になります。



テレビやラジオ

テレビ・ラジオの受信が妨害されると、災害情報や避難勧告が伝わらないなど国民生活に重大な影響が起こります。



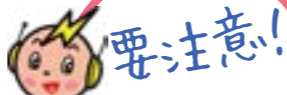
防災行政無線

地震や水害などの災害時に防災行政無線が妨害されると、災害情報や避難勧告など緊急の通信に支障をきたし、人命や財産を脅かすような大きな問題になります。



スマートフォン・携帯電話

携帯電話の基地局が妨害電波を受けると、大切なメールや情報が伝わらなくなり、通話ができなくなるなど、社会・経済活動に大きな問題を起こします。



無免許や改造された
パーソナル無線の利用は
電波法違反です。



これは、一般的な不法無線局の開設（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）よりも重いものです。

また、パーソナル無線の免許及び再免許を受ける場合、免許の有効期間は平成27年11月30日までとなります。既に免許を受けており、有効期間が平成27年12月1日以降の場合は、取り扱いについてご案内いたしますので、お問い合わせください。

詳細は、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

どうして免許の有効期間が平成27年11月30日になったの？

パーソナル無線の無線局数は、年々減少を続けていることから、限りある貴重な電波を有効に利用するため、パーソナル無線の使用期限が平成27年11月30日までとなりました。パーソナル無線の免許及び再免許を受ける場合は、免許の有効期間が同日までとなります。

電波法に定める重要な無線通信とは？

電気通信業務、放送の業務の無線通信、または人命・財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務、鉄道事業に係る列車の運行業務などの国民生活の安心・安全に係る通信のことです。携帯電話による通信は、「電気通信業務の無線通信」に当たります。

これらの無線通信に対する妨害が発生した場合、管轄区域の総合通信局などは、迅速に発射源の特定に努めます。妨害が停止した場合も、再発の可能性が想定される場合は、監視体制を継続し、場合によっては24時間の監視体制を確立することがあります。

パーソナル無線の免許の有効期間など、免許に関するお問い合わせ先

北海道
北海道総合通信局無線通信部陸上課
☎011-709-2311(内線4657)

青森/岩手/宮城/秋田/山形/福島
東北総合通信局無線通信部陸上課
☎022-221-0679

茨城/栃木/群馬/埼玉/千葉/東京/神奈川/山梨
関東総合通信局無線通信部陸上第三課
☎03-6238-1785

新潟/長野
信越総合通信局無線通信部陸上課
☎026-234-9984

富山/石川/福井
北陸総合通信局無線通信部陸上課
☎076-233-4482

岐阜/静岡/愛知/三重
東海総合通信局無線通信部陸上課
☎052-971-9221

滋賀/京都/大阪/兵庫/奈良/和歌山
近畿総合通信局無線通信部陸上第三課
☎06-6942-8574

鳥取/島根/岡山/広島/山口
中国総合通信局無線通信部陸上課
☎082-222-3370

徳島/香川/愛媛/高知
四国総合通信局無線通信部陸上課
☎089-936-5035

福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島
九州総合通信局無線通信部陸上課
☎096-326-7863

沖縄
沖縄総合通信事務所無線通信課
☎098-865-2306



関東総合通信局内のDEURASによる電波監視

電波監視システム DEURAS (デューラス)

総務省では、快適な電波利用環境の維持のために、電波監視システム「DEURAS(デューラス)」を使い、不法電波などの取り締まりを行っています。

DEURAS(デューラス)は、全国の総合通信局と沖縄総合通信事務所に配備され、不法電波の監視や電波の運用状況を監視しています。不法電波の申告があると、このシステムや不法無線局探索車と呼ばれる特別な車両を使い不法電波を探し出します。

不法電波の申告のうち、重要無線通信妨害の申告は様々であり、ドクターヘリの無線を妨害する不法電波や、船舶や航空機の緊急通信への妨害などがあります。

不法電波の探索は各総合通信局等の「センタ局」から、全国各地に設置した「センサ局」を遠隔操作して、不法電波の発射源の大体の位置を把握します。

同時に、不法無線局探索車が移動しながら発射源に迫ります。また、電波監視官が、携帯型方位測定器を操作しながら移動して、電波の発射源を突き止めることもありま

総務省では、24時間対応で安心・安全な電波のある暮らしを守っています。

電波に関する困りごとやご相談は、下記までお問い合わせ下さい。

北海道総合通信局 管轄区域:北海道	●不法無線局、混信・妨害 ☎011-737-0099	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎011-737-0033	●電波利用料 ☎011-709-6000	●その他行政相談 ☎011-709-3550
東北総合通信局 管轄区域:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	●不法無線局、混信・妨害 ☎022-221-0641	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎022-221-0698	●電波利用料 ☎022-221-0663	●その他行政相談 ☎022-221-0610
関東総合通信局 管轄区域:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	●不法無線局、混信・妨害 ☎03-6238-1939 ●(全国)短波混信・妨害 ☎046-888-2182	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎03-6238-1945 ●放送相談(地上デジタル放送) ☎03-6238-1944	●電波利用料 ☎03-6238-1932	●その他行政相談 ☎03-6238-1940
信越総合通信局 管轄区域:新潟、長野	●不法無線局、混信・妨害 ☎026-234-9976	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎026-234-9991	●電波利用料 ☎026-234-9998	●その他行政相談 ☎026-234-9961
北陸総合通信局 管轄区域:富山、石川、福井	●不法無線局、混信・妨害 ☎076-233-4441	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎076-233-4491	●電波利用料 ☎076-233-4414	●その他行政相談 ☎076-233-4405
東海総合通信局 管轄区域:岐阜、静岡、愛知、三重	●不法無線局、混信・妨害 ☎052-971-9107	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎052-971-9648	●電波利用料 ☎052-971-9142	●その他行政相談 ☎052-971-9104
近畿総合通信局 管轄区域:滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	●不法無線局、混信・妨害 ☎06-6942-8535	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎06-6942-8567	●電波利用料 ☎06-6942-8544	●その他行政相談 ☎06-6942-8502
中国総合通信局 管轄区域:鳥取、島根、岡山、広島、山口	●不法無線局、混信・妨害 ☎082-222-3332	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎082-222-3383	●電波利用料 ☎082-222-3308	●その他行政相談 ☎082-222-3314
四国総合通信局 管轄区域:徳島、香川、愛媛、高知	●不法無線局、混信・妨害 ☎089-936-5051	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎089-936-5030	●電波利用料 ☎089-936-5006	●その他行政相談 ☎089-936-5020
九州総合通信局 管轄区域:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	●不法無線局、混信・妨害 ☎096-312-8255	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎096-326-7873	●電波利用料 ☎096-326-7843	●その他行政相談 ☎096-326-7819
沖縄総合通信事務所 管轄区域:沖縄	●不法無線局、混信・妨害 ☎098-865-2308	●受信障害(テレビ・ラジオ) ☎098-865-2307	●電波利用料 ☎098-865-2303	●その他行政相談 ☎098-865-2390

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ ▶ <http://www.tele.soumu.go.jp/>



※FRS : Family Radio Service
GMRS : General Mobile Radio Service



インターネットなどで販売されている外国規格のトランシーバー(FRS、GMRSなど)の周波数は、国内では防災行政無線や放送事業用無線などに使われており、妨害を与える恐れがあるため、国内での使用ができません。それを知らずに購入して国内で使用すると、重要無線通信を妨害することがあります。

デジタルオーディオプレイヤーの音楽をカーステレオで聞かせるためのFMトランスミッターには、免許がいらない微弱な電波を使用する適正な商品のほか、微弱電波の基準を超える製品が販売されています。基準を超えたFMトランスミッターから発射された電波が、消防無線などに雑音を混入させ、通信に支障をきたすケースがあります。

微弱電波の基準を超える製品を随時公表しています ▶ <http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/>



要注意!
外国規格の無線機は使用禁止です。

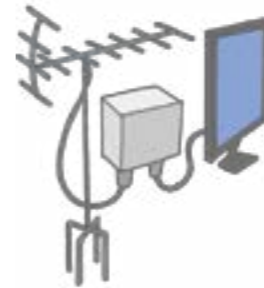


要注意!
FMトランスミッターが妨害電波の発生源になることも



テレビ用受信ブースター

テレビ用受信ブースターの故障・劣化・工事不良・調整不良による携帯電話等への妨害が発生しています。テレビが正常に見えている場合でも、ブースターが異常動作を起こし、不要な電波が外部に漏れ出すことがあります。これにより、携帯電話用基地局の電波が妨害され、電話がつながりにくい、通話が途切れるなどの障害が起こることがあります。



携帯電話中継装置

電波の届かない地下の店舗やビル内において、携帯電話の通話を可能にする携帯電話中継装置を設置・運用できるのは、携帯電話事業者に限られています。個人で設置した装置は、携帯電話基地局に障害を与える不法機器の恐れがあります。購入店等にお問い合わせください。



ご注意ください! あなたも知らないうちに不法電波を発射しているかもしれません。

技適マークの
入った商品
を使いましょう。



コードレス電話や特定小電力のトランシーバーなどの無線局免許を取得せずに使用できる無線機には、日本の技術基準に適合していることを証明する技術基準適合証明等のマーク(技適マーク)が付されています。購入・使用の際に確認してください。





リニューアルした
5つのカテゴリー



探す・使う・作る

- 探してみよう統計データ
- 作ってみよう統計グラフ
- 統計グラフにあらわそう
- 自由研究お助け隊
 - ◆ マンガで見る自由研究
 - ◆ 詳しくわかる・自由研究の進め方
 - ◆ 統計調査の結果を使った例



学ぶ・知る

- 統計・そこが知りたい
 - ◆ 「統計」って何?など
- 統計のできるまで
 - ◆ 調査の企画や設計など
- みんなのQ&A
- 統計の落としアナ
- 統計・テストでの出題事例



親しむ

- 学園のヒトビトから
- おもしろ統計分析
- あなたの地元が日本一
- 比べてみよう!世界と日本
- 今日は何の日?
- 統計がない国は大騒ぎ



遊ぶ

- 統計学園クイズ
 - ◆ 「やさしい・ふつう・むずかしい」自分のレベルを選んで三択問題にチャレンジしよう!
- 統計ワードサーチ
 - ◆ タテ・ヨコ・ナナメ、10×10のマス目にかくされた統計用語を素早く探そう!



放課後

- サイトマップ
- 15の謎
 - ◆ なるほど統計学園の15の謎を掲載
- 間違い探し
 - ◆ いくつかの間違いを探せるかな?



統計を学ぼう、知ろう、楽しもう!

小学校高学年～中学生向け 統計学習サイト

なるほど統計学園
リニューアルしました!

児童・生徒が楽しみながら統計を学ぶことができる統計学習サイト

「なるほど統計学園」が刷新されました。

これまでのコンセプト「発見・気づき」、「納得」、「親しみ」を基に、より豊富な統計データを使いやすい形で提供します。

また、統計データ以外のコンテンツも拡充し、小学生低学年の児童から保護者の方や先生方にも楽しんでいただけるサイトです。

ぜひアクセスしてみてください。



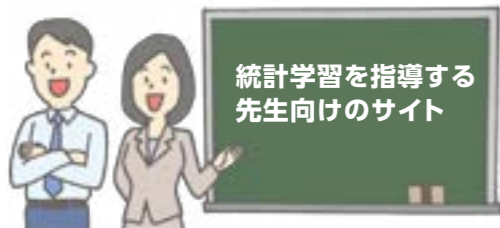
なるほど統計学園高等部 (高校生向けサイト)

なるほど統計学園高等部 <http://www.stat.go.jp/koukou/>

「統計とは」という基礎知識から、統計調査がどのように行われるのか、集めたデータをどのように解析するのかなどが学べます。また、様々なデータとそこから導き出される分析を通じて、統計データの具体的な利活用の方法が学べます。



- イントロダクション
 - 統計的な考え方や情報化社会を生き抜くための応用力について解説
- 統計の作成・分析
 - 統計を使った問題の発見から解決までの手法の解説と、関連する練習問題を掲載
- 主要統計データ
 - 統計局のデータを中心に、日本国内や世界の様々な統計データの探し方を案内
- 統計分析事例
 - 現在の社会情勢に関連した統計データの分析過程を解説
- 豆知識
 - 「意外なところに統計学」、「統計年表」、「学習指導要領との対応」を掲載



統計学習を指導する
先生向けのサイト

このサイトは、小学校、中学校及び高等学校の新しい学習指導要領で内容の充実が図られた統計教育に当たる先生方にご活用いただくことを目的に開設しました。

統計学習の指導のために <http://www.stat.go.jp/teacher/>



なるほど統計学園 <http://www.stat.go.jp/naruhodo/>

リニューアルした「なるほど統計学園」は

探す・使う・作る

学ぶ・知る

親しむ

遊ぶ

放課後

の5つのカテゴリーで構成されています。



とう けい ぜん こく
統計グラフ全国コンクール

そう む だい じん とく べつ し ょ う
総務大臣特別賞

とう けい ぶ し ょ う が こ う じ ど う い じ ょ う
【パソコン統計グラフの部(小学校の児童以上)】



ぎ ぶ けん おお が き し り つ せい わ ち ゅ う が こ う ね ん や ま だ け い こ
岐阜県大垣市立 星和中学校 3年 山田 圭悟さん

かく と どう ぶ けん に ゅ う せ ん ゆ う し ゅ う さ く ひ ん とう けい
各都道府県で入選した優秀な作品は、『統計
グラフ全国コンクール』に出展されます。この
コンクールは、公益財団法人統計情報研究開
発センターが主催し、総務省、文部科学省等が
後援及び協賛しています。さらに、このコンク
ールの受賞作品は、毎年秋に開催される全国
統計大会で表彰されます。

とく ゆ う し ゅ う さ く ひ ん とう けい じん とく べつ し ょ う
特に優秀な作品には、『総務大臣特別賞』が
授与されます。平成25年度は、「終わらない
夏～最後の大会に向けて～」が受賞しました。
作者が所属している中学校の野球部は、大垣
市大会で1回戦敗退しました。作者は、最後の
大会で勝利するために、試合データから勝敗に
いたる要因を分析して、統計グラフに仕上げ、何
が課題なのかを明らかにしました。これにより
チームは、効果的な練習を行うことができ、岐阜
県大会準優勝しました。この作品は、統計をス
ポーツに活かしたところが高く評価されました。



そう む し ょ う と り く み
総務省の取組



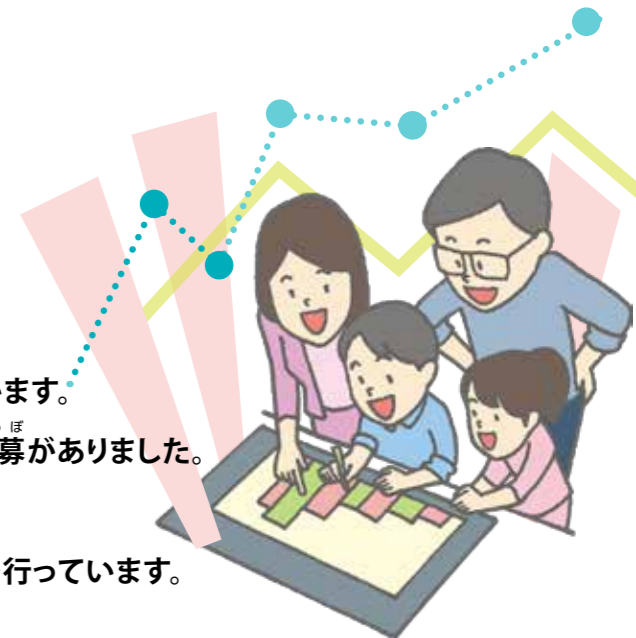
いま かい が い
今、海外では、データからどのように構造を読み取るかなど、統計情報を使った事実に基づく
問題解決力が重視されています。我が国でも、統計教育の重要性が謳われています。このことから、
総務省では、統計グラフ全国コンクールを「統計の日」の行事の
一環として後援を行っています。さらに総務省では、児童生徒
の統計に対する理解の促進を促すべく、小、中、高校の教員
の方々が対象とした講習会を開催するなど、統計教育の
拡充に向けた取組を行っています。



とう けい
統計グラフコンクール

さ く ひ ん ぼ し ゅ う
作品の募集をしています

そう む し ょ う とう けい ち ょ う さ り かい ぶ か
総務省は、統計調査への理解を深めていただくため、
と どう ぶ けん い っ たい とう けい き ょ う い く か く じ ゅ う と く
都道府県と一体となって統計教育の拡充に取り組んでいます。
とう けい じん とく べつ し ょ う
統計グラフコンクールは、国民の皆さんに、
に ち じ ょ う せ い か つ な か とう けい さ く せい
日常生活の中で統計グラフを作成することにより、
とう けい や く だ し も く て き
統計が役立つことを知っていただくことを目的としています。
あ わ せ て とう けい ち ょ う さ り かい ぶ か も く て き
あわせて、統計調査への理解を深めていただくことも目的としています。
さ く ね ん ぜん こ く し ょ う ち ゅ う が く せい い っ ぱ ん か た が た さ く ひ ん お う ぼ
昨年は、全国の小・中学生から一般の方々まで、25,852作品の応募がありました。
とう けい かく と どう ぶ けん かい さい
統計グラフコンクールは、各都道府県が開催しています。
そう む し ょ う とう けい こ う え ん に ゅ う し ょ う さ く ひ ん て ん じ かい
総務省では、統計グラフコンクールの後援や入賞作品の展示会を行っています。
こ と し み な さ ま そ う い く ぶ う み さ く ひ ん ま
今年も、皆様の創意と工夫に満ちた作品をお待ちしています。

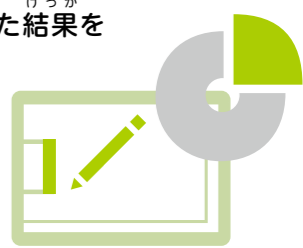


お う ぼ し かく
応募資格

- 第1部・・・小学校1年生及び2年生の児童
- 第2部・・・小学校3年生及び4年生の児童
- 第3部・・・小学校5年生及び6年生の児童
- 第4部・・・中学校の生徒
- 第5部・・・高等学校以上の生徒、学生及び一般
- パソコン統計グラフの部・・・小学校の児童以上

か だい 題
課題

か だい かく ぶ じ ゅ う
課題は各部とも自由です。
ただし、小学校4年生以下の児童の応募については、
じ ど う み ず か か ん さ つ ま た ち ょ う さ け っ か
児童が自ら観察又は調査した結果を
グラフにしたものとします。



き かく
規格

かく ぶ ばん し あ す ん ぽ う
各部とも、B2判(仕上げ寸法72.8cm×51.5cm、
よう し は あ ばん か
用紙は貼り合わせでもB2判であれば可)です。

て い し ゅ つ さ き し め き り び
提出先・締切日

て い し ゅ つ さ き かく と どう ぶ けん とう けい き ょ う かい ま た かく と どう ぶ けん とう けい い し ゅ か ん か
提出先は各都道府県統計協会又は各都道府県統計主管課となります。
し め き り び かく と どう ぶ けん こ と が つ じ ょ う じ ゅ ん
締切日は各都道府県で異なりますが、おおむね9月上旬となっています。

に ゅ う し ょ う く ぶ ん し ょ う な ど
入賞区分・賞等

かく ぶ とく せ ん に ゅ う せ ん お よ か さ く さ く ひ ん せ ん て い
各部ごとに特選、入選及び佳作作品が選定されます。
ゆ う し ゅ う さ く ひ ん ぜん こ く し ゅ う じ ゅ ん
また、優秀な作品は全国コンクールへ出展されます。



解決への取組 改善方針の内容

行政手続のオンライン利用の普及・定着を図るためには、これらの課題解決を図り、オンライン手続の利便性向上に、政府全体として取り組むことが必要です。改善方針では、これらの課題解決を図るため、次に掲げる事項を実施し、オンライン手続の利便性向上に取り組むこととしています。

✓ 利用者の意見・要望の把握

各府省におけるオンライン手続の利用者の意見・要望の把握に加え、総務省でも、毎年度、意見・要望を募集・把握します。総務省から手続所管府省に当該意見・要望をつなぎ、オンライン手続の利便性向上を促進します。

✓ 改善取組計画の策定

改善促進手続*を所管する府省は、「改善取組計画」を策定・公表します。改善取組計画には、オンライン手続の利便性向上に関し、各年度において措置予定又は措置することを検討する改善事項、利用者の満足度やオンライン利用率の目標等の評価指標等を明記します。また、改善取組計画を策定する際には、次に掲げる「共通取組事項」を検討し、必要かつ適切な行政サービスの改善に取り組めます。

*改善促進手続とは、オンライン手続のうち、年間申請等件数が100万件以上のものや、主として企業等が反復的・継続的に利用する手続であって、オンライン利用の利便性向上を引き続き図るべきもの等をいいます。

共通取組事項（概要）

● オンライン手続に係る負担軽減

- ・原本の提示や、添付書類の提出の省略、添付書類の提出のオンライン化
- ・士業者が手続を代理する場合の士業者以外の電子署名の省略や、本人確認のための認証方式の見直し
- ・オンライン手続の方法や、手続の改正に伴う改正内容の周知徹底、システム改修の周知期間の確保

● オンラインによる処理の見直し

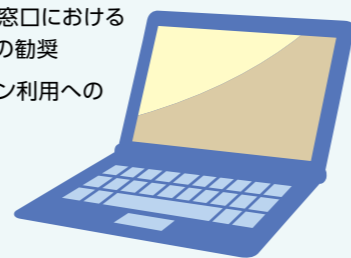
- ・行政の事務処理の効率化によるオンライン手続の処理の迅速化
- ・オンライン手続の処理に要する標準的な事務処理期間の公表
- ・電子決裁の活用等による申請・届出等の受付から事務処理完了までの電子化
- ・オンライン手続の方法が窓口ごとに異なるようなローカルルールの廃止

● 受付システムの利便性向上

- ・利用者のパソコンの環境設定の容易化
- ・システムの運用時間の拡大
- ・システムの仕様の開示やアプリケーション・インターフェース(API)の開発
- ・OS等のバージョンアップへの適宜適切な対応

● 普及・啓発等

- ・実務を担当する窓口におけるオンライン利用の勧奨
- ・職員のオンライン利用への理解促進



✓ 課題解決に向けた府省横断的な情報共有・検討

改善促進手続を所管する主要府省等の実務担当者によって構成する検討等の場を設け、あい路になっている課題、オンライン利用率や利用者満足度の向上につながった措置等を府省間で共有し、個々の手続及び手続全体における課題解決に向けた検討等を実施します。

今後は、改善方針に基づき、利用者ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上に向けた取組を一層強力に推進します。ぜひ、便利なオンライン手続をご活用ください。

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」が策定されました!

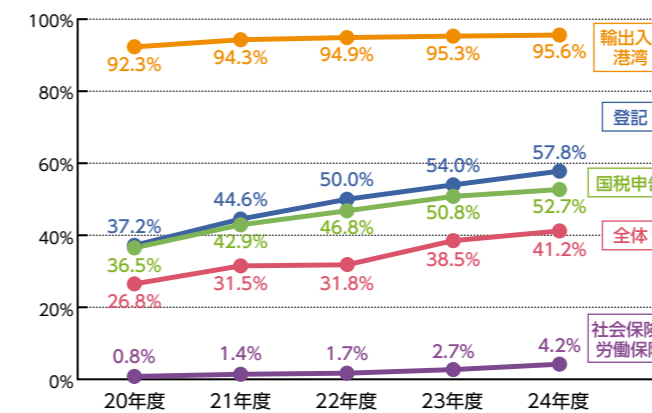
「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(以下「改善方針」)を、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定)に基づき、策定しました(平成26年4月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)。

改善方針は、申請・届出等の行政手続について、オンライン利用の利便性向上に向けた各種の改善を実施し、国民の利便性の向上と、行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的とする、平成26年度以降の新たな政府計画です。



改善方針策定に至る経緯

分野別オンライン利用率の推移



我が国は、「世界最先端IT国家創造宣言」において、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」を目指すべき社会・姿として掲げ、「より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供」を、「徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行うつつ実現する」として掲げています。国においては、年間4億件を超える件数の各種法令に基づく申請・届出等があります。そのオンライン利用を進めることは、国民・企業等においては、行政機関とのやり取りに要する負担軽減をもたらすし、また、行政機関においても、効率的な事務処理が可能となるため、正確で迅速な行政サービスの提供に寄与するものです。

しかし、行政手続の中には、ほとんどがオンライン利用となっていない手続がある一方で、申請届出等件数は多いもののオンライン利用が低調な手続もあり、府省や行政分野によって、オンライン利用の状況に差異が生じてきています。この背景としては、次表に掲げる事項が指摘されています。

オンライン利用が普及しない背景

- 利用者の意見・要望が手続所管府省に届いていない又は当該府省の取組に十分に反映されていない。
- 各手続で抱える課題や取組について、府省を超えた情報共有が図られていない。
- 行政機関の情報システムの仕様の不開示・アプリケーション・インターフェース(API)の不在により、民間のソフトウェアが行政機関の情報システムと連携できていない。
- 政府機関が運用する情報システムに具備する機能・資源を外部のソフトウェア等がインターネットを経由して利用する場合に必要な連携用インターフェースをい。
- 改善取組の進んでいないオンライン手続については、申請・届出等を窓口・郵送等で行う場合以上の負担を申請者が負うことがあるため、士業者等の行政手続を反復継続して行う者をオンライン利用に十分取り込めていない。
- オンライン利用による行政側の事務処理の簡素化、効率化が徹底されておらず、行政側の事務が煩雑・非効率となっている。

地方の
かがやき

滋賀県

ひがし おうみ

東近江市

全国に活動の輪を広げる
「菜の花プロジェクト」発祥の地は今、
若い力を活用して新たな
コミュニティーづくりに
チャレンジしています。

滋賀県平和祈念館より望む菜の花畑

PROFILE

人口…115,792人 (平成26年5月1日現在)
面積…388.58km²
H P…<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>

東近江市の歴史

東近江市は、滋賀県の南東部に位置する、同県で5番目に大きな市です。地形は東西に細長く、東に鈴鹿山系、西に琵琶湖があり、その中央を横断するかのよう^{えちがわ}に愛知川が流れ、豊かな田園地帯^{めかたのおおきみ おおあまのみこ}が広がっています。額田王と大海人皇子の相聞歌の舞台となった^{がももの}蒲生野や、永源寺、百濟寺、石塔寺など多くの古刹があることでも有名。また、中世以降は市場町や門前町に連なる交通の要衝の地として栄え、近世には近江商人が活躍し、多くの企業家を輩出しています。このようにさまざまな交流を通して、数多くの文化を育んできた地域です。



わが町 自慢

政所町を
はじめとした奥永源
めとした奥永源

寺地域で栽培される「政所茶」は、「宇治は茶所、茶は政所」と茶摘み歌でも歌われ、石田三成が幼少の頃、豊田秀吉に出した「三献茶」としても有名なお茶です。室町時代から手摘みの上質なお茶として愛され続けてきましたが、昭和20年以降は生産量が減少し、たいへん希少な存在となっていました。平成24年、お茶を通じて地域活性化に取り組み団体「政所茶レンジャー」が滋賀県立大学の学生を中心として誕生し、現在、地域の人々と力をあわせて政所茶の復活に取り組んでいます。



「一面に咲き誇る菜の花は、未来に渡す 「資源循環型地域づくり」の象徴

菜の花プロジェクト その契機は琵琶湖の 水質浄化

春風に揺られて黄色い花を揺らす菜の花畑は、私たち日本人にとって原風景のひとつです。そんな菜の花を生かして、地域の資源循環サイクルづくりを進める「菜の花プロジェクト」が全国に広がっています。東近江市の愛東地区は、その発祥の地です。

きっかけは昭和50年代、琵琶湖の水質悪化による赤潮の発生でした。そこで昭和56年から廃食油を回収し、粉せっけんへのリサイクルを進め、その後、廃食油の新しい活用法として環境生活協同組合(現NPO法人碧いびわ湖)と連携して燃料化に取り組まれました。これらの活動が発展して、平成10年に立ち上がったのが「菜の花プロジェクト」です。転作田に菜の花を植え、ナタネを収穫して搾油し、食用油を作っています。

す。これらの油を家庭用として販売するほか、学校給食でも利用。搾油時に出た油かすは肥料として使い、廃食油は回収して粉せっけんやバイオディーゼセル燃料(BDF)にリサイクルしています。



廃食油をリサイクルした粉せっけん「愛しゃぼん」と、愛東産菜種100%の菜種油「菜ばかり」

菜の花プロジェクト その展望は食と エネルギーの地産地消

このような資源循環型地域づくりの拠点となっているのが、平成17年にオープンした「あいとうエコプラザ菜の花館」です。同館では、運営を担うNPO法人愛のまちエ「倶楽部」と同市が連携し、「菜の花プロジェクト」とともに、もみ殻などバイオマス資源の活用を進めています。



こうして愛東地区から始まった取組も、30年近い歳月を経て同市全体へと広がろうとしています。毎年、湖東地区で開催される「コトナリエサマーフェスタ」のイルミネーション(右上写真)は、同館で作ったBDFによってすべての電力を賄っています。また、来年、第15回となる「全国菜の花サミット」の開催を同市で目指しており、東近江市のシンボルとして、これからも「菜の花プロジェクト」に力を注いでいきます。



今回お話を伺った、NPO法人菜の花プロジェクトネットワーク代表 藤井 絢子さん

2014年1月、「平成25年度地域づくり総務大臣表彰」の大賞を受賞

郷土EYE

国選択無形 民俗文化財 東近江大凧



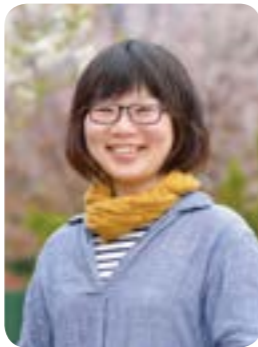
東近江大凧まつりでの
百畳敷き東近江大凧飛揚の様子

「東近江大凧」は、江戸時代中期、5月の節句に鯉のぼりと同じように揚げられたのが始まりといわれています。村落ごとに競い合って凧揚げをするうちに、しだいに巨大化していきました。明治15年には、240畳敷きの大凧が揚げられたという記録が残っており、近年では昭和59年に揚げられた220畳敷きがあります。平成5年には国選択無形民俗文化財にも選ばれ、風の抵抗を考えた「切り抜き工法」など、先人から語り継がれてきた作り方、揚げ方の伝統を守り続けています。

5月の最終日曜日に開催される「東近江大凧まつり」は、同市の一大イベントです。数万の人で賑わい、100畳敷き大凧(縦13m×横12m)が舞い揚がる様子に毎年歓声があがります。



政所茶づくりに挑む「政所茶レンジャー」の皆さん



政所茶の栽培に取り組む
山形 蓮さん

「人」をキーワードにしたそのプランの切り札となったのが「地域おこし協力隊」です。これは総務省が推進している取組で、地域外の人材を新たな担い手として受け入れ、地域社会の活性化を図るもの。同市では、平成25年12月に募集を行い、10名を越える応募者の中から2名を地域おこし協力隊として委嘱しました。この4月から3年間にわたり、奥永源寺地域に住まいを移し、活動に取り組んでいます。

「木地師街道てくてくウォーク」や「深谷の里まつり」を開催。さまざまな切り口から奥永源寺の魅力伝えていきます。近年では、豊かな自然や伝統ある集落の佇まいに惹かれて、奥永源寺に「ターナー」として移住する人々も増えています。また、お年寄りへの買い物支援策として商工会が「かえでちゃん広場」を開設し、買い物に不自由を感じさせない取組も行っています。



奥永源寺地域の風景

奥永源寺は、同市のシンボルのひとつである愛知川の最上流部にあたります。また、石樽トンネルの開通とともに同市にとって東の玄関口の役割を担います。そんな奥永源寺から、東近江市の新しい地域おこしが始まっています。

全国の先駆けとなった「菜の花プロジェクト」、そして若い力を結集し、新たなチャレンジを続ける東近江市は、いつも次代に目を向けています。



あいとうエコプラザ菜の花館

中山間地域の活性化策① 「地域おこし協力隊」と連携して

東近江市の東部、三重県との県境の山間に位置する奥永源寺は、政所茶の産地であり、椀や盆などの木地製品を作る「木地師」発祥の地として知られるなど、深い歴史を有している地域です。しかし同市の中でも過疎高齢化が著しく進んでいる地域でもあります。

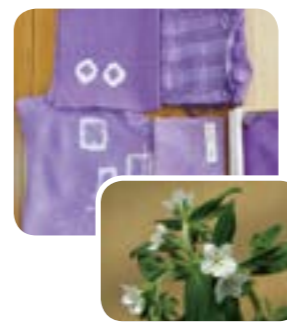
この奥永源寺に新しい風が吹き込まれたのは平成23年のこと。県境の石樽峠を走る国道421号にトンネルが開通し、交通の便が飛躍的によくなり観光客などが急増しました。同市では、これを契機にして奥永源寺の振興計画を進めています。

「人」をキーワードにしたそのプランの切り札となったのが「地域おこし協力隊」です。これは総務省が推進している取組で、地域外の人材を新たな担い手として受け入れ、地域社会の活性化を図るもの。同市では、平成25年12月に募集を行い、10名を越える応募者の中から2名を地域おこし協力隊として委嘱しました。この4月から3年間にわたり、奥永源寺地域に住まいを移し、活動に取り組んでいます。

では絶滅の恐れのあるムラサキの復活に取り組む前川真司さん。「この地区にしっかりと根を下ろし、農業を通じて奥永源寺を元気にしていきたい」と力強く話してくれました。



ムラサキの復活に取り組む
前川真司さん



東近江市の市花ムラサキと、ムラサキを染料として使用した商品化のサンプル

中山間地域の活性化策② お年寄りの経験や知恵も融合

奥永源寺の人々は、若い新しい力を受け入れるとともに、地域おこしのための活動を積極的に進めています。地域の7自治会の代表者で運営される奥永源寺振興協議会が中心となって、自然や歴史にふれながら地域を巡る、

中山間地域の活性化策③ 地域の新しい拠点が生まれる

このような奥永源寺の活性化に向けた新しい拠点として期待されるのが、平成27年春にオープン予定の「仮称」奥永源寺道の駅です。国道421号沿いに整備されるこの道の駅では、休憩や物販などの施設に加えて、同市の出張所やコミュニティセンターなども併設され、地域で暮らす人々と、そこに訪れる人々が交わる拠点づくりを目指しています。



買い物弱者支援事業「かえでちゃん広場」の様子



木地師街道てくてくウォーク

あなたの回答が、

日本経済の力になる！

日本経済の「いま」を
知らないと、
未来は見えてきません。



オンライン回答も
できます。

平成26年
7月1日
(火)

平成26年 経済センサス - 基礎調査 商業統計調査

◎全国すべての事業所、企業が対象となります。

◎調査票は平成26年6月末日までにお届けします。7月1日以降に提出をお願いします。

◎統計法に基づく調査で、調査票に記入して提出する義務があります。 ◎調査に関するすべての情報は保護されます。

経済センサス 検索

商業統計調査 検索

<http://e-census-syougyo.stat.go.jp/>



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです